

# 「地域クラブ」ガイドライン

小布施中学校部活動地域移行検討協議会事務局

- I 小布施町は地域クラブを設立し、小布施町教育委員会(事務局)が運営をする。  
令和5年度に学校部活動を地域クラブへの移行を進めることを目標とする(国・県の方針や他自治体の事例待ちの取組みではなく、小布施町は早く持続可能な体制を作る)。  
運営団体は、令和6年2月(予定)までに地域クラブ参加申請を長野県中体連に提出し、令和6年度から地域クラブ実現を目指す。

## II 地域クラブの設立

### 1 理念

子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

### 2 地域クラブへの参加者

従来から学校部活動に所属している中学生はもとより、今まで学校部活動に参加していない中学生など、小布施中学校に限定せず、参加を希望する全ての中学生が対象となる。

### 3 地域クラブ設立の手順

#### (1) 部活動地域移行検討協議会

ア 部活動地域移行検討協議会(以下「協議会」という。)は、国のガイドラインを踏まえて、長期的な視点で「持続可能なクラブ活動」の推進計画を策定し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。

部活動の地域移行は目的ではなく、スポーツ・文化芸術活動を通じた『まちづくり』の考え方も大事にする。 ”ニコニコ わくわく つながる町民” する側・教える側・支える側・観る側がつながり、笑顔になる環境を目指す。

イ 種目クラブの核となる運営団体(以下、「運営団体」)は、次のような多様な団体が想定される。

スポーツ少年団、町スポーツ協会、町文化協会、社会教育認定団体、社会体育(保護者会)等

各種目クラブの設立に当たっては、協議会及び部活動地域移行事務局(以下事務局)が、各種目クラブと連携しながら体制整備に努める。

ウ 各種目クラブ体制の整備が困難な場合は、部活動指導員や外部指導者を活用するなど、生徒の活動環境の確保に努める。

(2) 地域移行に係わる情報発信

ア 協議会・学校等は、生徒・保護者はもとより、運営団体の等の関係者や住民に対し、部活動の地域移行に係わる情報等について周知し、理解と協力を得る。

○ 10月～11月の情報発信(案)

・「中学校」 参観日・保護者会長会で説明 (教育委員会事務局・中学校)

・「町報・ホームページ」 (教育委員会事務局)

(3) 指導者は教育委員会(教育長)が任命する。

ア 協議会や事務局は指導者確保のために、以下の対応を実施する。

○ 地域のスポーツ・文化芸術活動を指導できる人材の把握・リスト作成

○ 既存の指導者の継続・新規指導者の募集

○ 県や近隣市町村との連携

○ 指導者会の開催

イ 指導者は、生徒が生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう指導に当たる。教育委員会は、地域クラブの指導者に対して指導・監督を行う。

また、平日と休日等で指導者が異なる場合は、地域クラブの指導者は、指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行う。

ウ 指導者の資格

地域クラブに当たっては、日常継続的に代表者若しくは指導資格を有する指導者のもとに、適切に行われていること(バレーボール競技では、JSPO 公認の指導者が常時指導に当たっていなければならない。令和6年度までの期間は資格取得期間)。

(4) 活動場所の確保

ア 事務局等は、地域クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や、地域の小・中学校を活用できるよう配慮する。

イ 町や協議会等は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について減免措置を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。

(5) 運営団体の「規約・運営方針」の策定

教育委員会(事務局)や協議会等は、運営団体が規約・運営方針をまとめて公開するよう、必要な助言を行う。

(6) 地域クラブ活動に係る費用負担の軽減

ア 事務局は、施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行うとともに、経済的困窮家庭の生徒の参加費用の支援等の取組みを進める。